

松阪市ソフトボール場条例

改正後				改正前			
(使用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額				(使用料の免除) 第10条 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。			
別表（第9条関係）				別表（第9条関係）			
施設	時間区分	使用料の額		施設	時間区分	使用料の額	
		中学生以下	一般			子供・児童・生徒	一般
ソフトボール場	① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	400	820	ソフトボール場	① 午前9時から午前11時まで ② 午前11時から午後1時まで ③ 午後1時から午後3時まで ④ 午後3時から午後5時までの各2時間につき	270	550
	松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	190	400		松阪市ソフトボール場条例施行規則（平成17年松阪市規則第80号）に規定するところにより、特別に教育委員会の許可を得て前項に定める使用単位の時間を超えて、又は午前9時から午後5時までの時間以外の時間に使用する場合1時間（1時間に満たない時間は1時間とする。）につき	130	270